

第 3 4 号 議案

足立区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
足立区感染症の診査に関する協議会条例（平成 1 1 年足立区条例第 8
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 2 項及び第 5 項」を「第 2 4 条第 6 項」に、「感
染症の診査に関する協議会の設置」を「足立区感染症の診査に関する協
議会（以下「協議会」という。）の組織」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条各号列記以外の部分中「次に掲げる委員」を「次に掲げる者の
うちから、区長が委嘱する委員 5 人以上」に改め、同条第 1 号及び第 2
号中「3 人以内」を「1 人以上」に改め、同条第 3 号中「医療以外の」
を「法律に関し」に、「3 人以内」を「1 人以上」に改め、同条に次の
1 号を加える。

（ 4 ） 医療及び法律以外の学識経験を有する者 1 人以上

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がそ
の職務を代理する。

第 6 条中「区長」を「、足立保健所長」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 条の委員各号 1 人」を「委員の過半数」に改め、
同項に次のただし書を加える。

ただし、足立保健所長が緊急その他やむを得ない理由があると認め
るときは、この限りでない。

第9条中「保健所」を「足立保健所」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(足立区結核の診査に関する協議会条例の廃止)

2 足立区結核の診査に関する協議会条例(昭和50年足立区条例第5号)は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区結核の診査に関する協議会の項を削る。

(提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、委員の構成を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。